

公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和6年3月5日

岩倉市監査委員 内 藤 充
岩倉市監査委員 鬼 頭 博 和

令和5年度 定期監査報告書

- 1 監査の種類 地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査
- 2 監査の対象 学校教育課、生涯学習課、子育て支援課、消防本部、環境保全課、商工農政課、都市整備課、維持管理課、上下水道課
- 3 監査の実施日 令和5年10月31日(火) 生涯学習課
令和5年11月1日(水) 学校教育課、子育て支援課
令和5年11月29日(水) 消防本部
令和6年1月31日(水) 環境保全課、商工農政課、
都市整備課、維持管理課、
上下水道課
- 4 監査の実施場所 監査委員事務局室、消防本部
- 5 監査の着眼点等
予算の執行が適正かつ効率的になされているか、地方自治法等関係法令に従って処理されているか等を着眼点とした。
なお、この監査は、岩倉市監査基準に準拠している。
- 6 監査の実施内容
関係帳簿、証書類及び各課から提出された資料と照合し、併せて関係職員の説明を求めた。
- 7 監査の結果
令和5年度(学校教育課、生涯学習課、子育て支援課は8月31日まで、消防本部は9月30日まで、環境保全課、商工農政課、都市整備課、維持管理課、上下水道課は11月30日まで)における財務に関する事務等の執行について関係書類に基づき監査した結果、適正に執行されているものと認められた。
ただし、一部に改善を要する事項等があったので、以下の項目について留意してほしい。

(1) 改善指摘事項

①環境保全課（秘書企画課）

一般会計予算の歳出の款 04 衛生費、項 02 清掃費、目 02 塵芥処理費の節 04 共済費は、監査の基準日（令和 5 年 11 月 30 日）時点において予算がないにもかかわらず 44,563 円が支出されていた。

このような支出の方法は、地方自治法その他関係法令において認められているものではない。予算が不足する場合は、地方自治法第 220 条の規定に基づく流用又は同法第 218 条の規定に基づく補正予算によりあらかじめ必要となる予算を計上した上で支出しなければならない。この原則は、見込んだ予算で賄いきれない事態が起こる可能性が比較的高い人件費であっても同じである。

なお、今回の予算がない状態で支出された 04-02-02-04 共済費に係る予算は、令和 5 年 12 月議会の補正予算により計上されていた。

(2) 注意事項

①全課共通

市が締結した契約書について、当該契約に係る業務の内容を示す仕様書等の必要書類が添付されていなかったり、記載の内容が誤っているもの等、適切であるといえない状態となっているものが散見された。

契約書は、当事者双方の合意事項を定める特に重要な書類であるという認識を持ち、適切に作成すること。

②生涯学習課・子育て支援課

生涯学習課における「図書館用図書及び学校用図書の購入」は随意契約により特定の 1 者から購入し、子育て支援課における「病児保育事業の委託」、「病後児保育事業の委託」及び「一時保育業務委託及び保育園送迎ステーション運營業務の委託」は随意契約により特定の 1 者と委託しているが、契約伺い文書中に随意契約とする根拠が示されていなかった。随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であり、随意契約を定めた地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に規定された場合に限られるものである。については、随意契約を行うための契約伺い文書中に、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号のいずれの規定に基づくのかを示すことが必要である。

なお、随意契約に関しては、総務部行政課が定めた「随意契約ガイドライン」を参考にして事務処理を行うこと。

③環境保全課

金属類等処理委託業務の契約伺い文書における「随意契約の根拠となる法

令名)、粗大ごみ戸別収集委託業務の契約書における「契約の相手方の肩書」、粗大ごみ手数料収納業務委託業務の契約書に添付された仕様書における「法令名」がいずれも誤っていた。

また、し尿収集処理業務委託業務の契約書に記載された「権利義務譲渡等の禁止」、「協議事項の規定」等は、当該契約書内で市の標準約款に加えて他の箇所においても定められており、かつ、その2箇所では定めている内容が異なるものとなっていた。

契約書は、誤りなく作成するとともに、約款に係る部分は特に不測の事態があったときに拠り所とすべきものなので、その内容の整合性をとること。

④商工農政課

「特定外来生物駆除委託」、「アライグマ駆除等業務委託」、「アライグマ処分委託」に係る契約に際して、契約の相手から見積書の提出を受けていなかった。また、「観光まちづくり事業委託」に際し契約の相手から提出を受けた見積書は、「委託業務一式の額」のみの記載であり内訳が記載されていなかった。

契約に際し提出を受ける見積書は、「なぜその契約額になるのか」、「契約額が適正であるか」等契約の妥当性を判断するために必要なものである。従って、契約に際しては、依頼する業務の内容及びそれに要する費用の明細がわかる見積書を提出させることが必要である。